

大垣教区同朋会館利用にあたって

- 1 利用にあたっては職員の指示に従ってください。
- 2 使用責任者が大谷派寺院以外の場合、申請の際、使用申請書の紹介状欄に真宗大谷派大垣教区内寺院住職の紹介を受けて下さい。
- 3 真宗大谷派の教義に反する利用及び周辺に迷惑をかけるような利用はお断りします。使用中に判明した場合にも直ちに使用をお断りいたします。
- 4 所定の場所以外での喫煙は厳禁です。また荘厳の場合を除き、火気の使用は原則禁止です。
- 5 事前に教務所長の許可を受けた場合を除き、飲食は原則禁止です。
- 6 壁・窓ガラス・ドア等への張り紙はご遠慮ください。
- 7 器材等を持ち込まれる場合には事前にお知らせください。
- 8 施設・設備・備品を汚損または紛失した場合は、使用責任者の責任において賠償または弁償願います。
- 9 利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。
- 10 利用終了後は速やかに元の状態に戻し職員の確認を受けてください。
- 11 発生したゴミ等はお持ち帰り願います。
- 12 教区・別院・組・寺院他、関係団体の行事を除き、行事内容に関する問い合わせは原則としてお断りします。
- 13 会館専用の駐車場は最大10台です（他の行事との関係で利用を制限する場合があります）。これ以上の駐車については別途「大垣別院」（電話0584-78-3362）の許可を受けるか、市営「清水駐車場」をご利用下さい。
- 14 使用冥加金は、利用後に、遅滞なく納入ください。

会館使用冥加金

講堂 2時間毎	4,000円	
広間 2時間毎	4,000円	
会議室 2時間毎	2,000円	
午後5時以降	1時間毎	1,000円 増
土日曜・祝日	1時間毎	2,000円 増
講堂冷暖房費	2時間毎	1,000円

**ただし、組、寺院、教会及び関係団体が使用する場
合、使用冥加金の総額は1万円までとする。**

大垣教区 同朋会館

真宗大谷派 大垣教務所

〒503-0897 岐阜県大垣市伝馬町11

Tel 0584-78-3363 Fax 0584-78-3353

大垣教区同朋会館使用申込書

このたび、「大垣教区同朋会館利用にあたって」の内容を理解、承諾の上、下記のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

使用責任者	〒	
	住所	
	団体名	
	氏名(代表者)	印
	電話	FAX
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から	
	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで	
使用場所	講堂 ・ 広間 ・ 会議室	
行事名称		
行事内容	予定人数 約 人	
持込備品		
飲食の有無	有 (内容) ・ 無	
特記事項		

使用責任者が大谷派寺院以外の場合、下欄の紹介状が必要です。紹介者は大垣教区内住職に限ります。

<h2>紹介状</h2> <p>このたび、上記の大垣教区同朋会館使用にあたり、使用責任者 を 紹介します。</p> <p>年 月 日</p> <p>紹介者 大垣教区 第 組 寺・教会</p> <p>住職・教会主管者 印</p>

所長	主計	使用料加金	扱者	受付年月日
		円		
		年 月 日		年 月 日